平成２１年（フ）第２４８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1515―21、住民票上の住所佐賀県唐津市鏡1292番地３
破産者　田中　真吾
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石572番地
破産者　桐原　義徳
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７２３号
熊本市小山２丁目１番11号
破産者　野口　克教
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５０号
札幌市豊平区平岸２条５丁目１番12号　ファミリーコーポ401号
破産者　野口　英人
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第９４号
青森県十和田市大字相坂字白上248番地89
破産者　奥村　敏幸
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１０８号
青森県十和田市東五番町10番９号　大江アパート１号
破産者　成家　壽一
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第４６８号
埼玉県吉川市木売１丁目３番地13　旭マンション305号
破産者　松田　能久
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５９１号
静岡県伊東市富戸157番地の３、破産手続開始決定時の住所静岡県伊東市富戸671番地
破産者　石井　和美
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
静岡県沼津市志下327番地の４　エンゼルハイム静浦108号、前住所静岡県沼津市志下591番地の１
破産者　伊藤　祐男
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
静岡県沼津市志下327番地の４　エンゼルハイム静浦108号、前住所静岡県沼津市志下591番地の１
破産者　伊藤　章芳
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７７２号
京都府城陽市平川室木12番地の２　グラン・ドマーレ久津川501号、申立時の住所京都府城陽市寺田東ノ口17番地の204
破産者　山本　修三
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７９８号
京都府宇治市槇島町本屋敷51―１　グリーンタウン槇島団地第304号棟第306号室、住民票上の住所京都市西京区御陵大枝山町六丁目２番地の１
破産者　三宅　　晃
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０８号
京都府相楽郡精華町祝園西１―32―５　グローバル祝園駅前605号、住民票上の住所京都府城陽市富野堀口143番地の８
破産者　山本　雅之
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
愛媛県東温市松瀬川甲592番地126
破産者　山岡　一男
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１１６号
長崎県長崎市立山５丁目４―18　末永アパート２―１号、住民票上の住所長崎県長崎市大黒町10番10号
破産者　野口　美子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
長崎県長崎市西山台１丁目１番28―608号
破産者　荒木　泰子（旧姓園田）
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南1170番地62の４
破産者　原　　茂郎
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８号
宮崎県都城市安久町2292番地
破産者　松山　久生
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部